

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

いけだ病院運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団睦会が開設するいけだ病院(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 いけだ病院
- ② 所在地 船橋市前原東1丁目6番地4号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ③ 従業者
医師 2名(常勤1名、非常勤1名)
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は看護師、准看護師 1名以上(常勤1名以上)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前 8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 1単位目 午前9時00分から午前10時30分まで
2単位目 午前10時30分から午後12時00分まで
3単位目 午後1時30分から午後3時00分まで
4単位目 午後3時00分から午後4時30分まで

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は 20名/単位 とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額の利用者の負担割合に応じた額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎

その他の利用料

1. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
2. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、船橋市前原東、前原西、習志野市大久保、田喜野井、藤崎、津田沼、三山、奏の杜、谷津、泉町、新栄とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 1 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時の対応)

第10条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

第11条

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(その他運営についての留意事項)

第12条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(研修)

第13条

事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後3月以内
- ・継続研修 年2回

(守秘義務)

第14条

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(個人情報)

第15条

1. 事業者及びその従業員は、通所リハビリテーションを提供するうえで知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。
2. 事業者は、会議などにおいて利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
3. 事業者及びその従業員は、退職後も在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を守ります。

(記録の整備)

第16条

1. 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに関わる従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を行います。
2. 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関して次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
 - 一. 通所リハビリテーション計画
 - 二. 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションで提供した具体的なサービス内容等の記録
 - 三. 市町村への通知に係る記録
 - 四. 苦情内容等の記録
 - 五. 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事故対応)

第17条

1. 通所リハビリテーションの提供時、利用者に事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事故の状況及び事故に際して採った処置については記録をします。
3. 通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

(賠償責任)

第18条

事業者は、通所リハビリテーションの提供に伴い、利用者または家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対し、速やかに損害を賠償します。また利用者の言動により、事業者及びその従業員が損害を受けた場合は、十分な協議のうえ賠償を請求いたします。

(苦情処理について)

第19条

- ① 苦情の相談又は電話があった場合、原則として苦情処理担当職員が対応する。
- ② 確認事項は相談や苦情のあった利用者の氏名、具体的な相談・苦情の内容と発生日時、担当した職員、その他必要事項。
- ③ 相談及び苦情処理期限の説明。相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗るとともに相談及び苦情を受けた内容について、回答する期限を併せて説明する。
- ④ 相談及び苦情処理。
 - ア、事業所内において管理者を中心に相談・苦情のための会議を開く。
 - イ、サービスを提供した者からの概況説明。
 - ウ、問題点の整理と洗い出しを行い今後の改善策を話し合う。
 - エ、文章により回答を作成し管理者が事情説明を利用者に対して行う。
 - オ、苦情処理の場合、その概要を利用者の担当ケアマネージャーに報告する。
 - カ、事業実施マニュアルにおいて改善点を明記し再発防止を図る。

(虐待の防止について)

第20条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。責任者は法人規定に準ずる。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ④ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑥ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑦ 苦情解決体制を整備しています。
- ⑧ 介護相談員を受入れます。
- ⑨ サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(身体拘束について)

第21条

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(感染症及び衛生管理について)

第22条

① (介護予防) 通所リハビリテーション介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

② (介護予防) 通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(業務継続計画の策定について)

第23条

① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防)通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

② 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

④ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化について)

第24条

事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

1. この規程は、令和元年10月1日から制定実施する。
2. この規程は、令和4年2月1日から改定実施する。
3. この規程は、令和6年9月1日から改定実施する。
4. この規程は、令和7年8月23日から改定実施する。